

平成 2 1 年

第 2 回市議会定例会 議案第 7 号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 6 月 1 7 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成 1 2 年函館市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「別表第 6 」を「別表第 8 」に改め，同号を同条第 8 号とし，同条第 5 号の次に次の 2 号を加える。

(6) 高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 9 1 号）の規定に基づく特定建築物の建築等および維持保全の計画の認定に関する事務 別表第 6

(7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に関する事務 別表第 7

第 4 条第 1 項第 2 号中「別表第 6 」を「別表第 8 」に改める。

別表第 3 中「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 6 号二，第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 6 号二」を「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 5 号二，第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 5 号二」に改める。

別表第 6 を別表第 8 とし，別表第 5 の次に次の 2 表を加える。

別表第 6（第 2 条関係）

区 分	単 位	金 額
高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に	1 件につき	認定または変更の認定の申請に係る特定建築物について函館市建築

<p>関する法律第17条第3項の規定に基づく特定建築物の建築等および維持保全の計画の認定（同法第17条第4項の規定に基づく適合通知に係る申出がある場合に限る。）および同法第18条第1項の規定に基づく認定を受けた特定建築物の建築等および維持保全の計画の変更の認定（同法第18条第2項において準用する同法第17条第4項の規定に基づく適合通知に係る申出がある場合に限る。）</p>	<p>基準条例（昭和35年函館市条例第10号）第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該認定または変更の認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額とし、同条第3項または第4項の規定による構造計算適合性判定を要する部分が含まれている場合にあつてはこれらの構造計算適合性判定に係る構造計算1件につきそれぞれ同条第3項または第4項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額とする。）</p>
---	---

別表第7（第2条関係）

区 分		単 位	金 額																		
<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく</p>	<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係</p>	<p>1戸につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額</p> <table border="0"> <tr> <td>ア</td> <td>1戸</td> <td>46,000円</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>2戸以上5戸以内</td> <td>106,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>6戸以上10戸以内</td> <td>169,000円</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>11戸以上30戸以内</td> <td>332,000円</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>31戸以上50戸以内</td> <td>592,000円</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>51戸以上100戸以内</td> <td>1,010,000円</td> </tr> </table>	ア	1戸	46,000円	イ	2戸以上5戸以内	106,000円	ウ	6戸以上10戸以内	169,000円	エ	11戸以上30戸以内	332,000円	オ	31戸以上50戸以内	592,000円	カ	51戸以上100戸以内	1,010,000円
ア	1戸	46,000円																			
イ	2戸以上5戸以内	106,000円																			
ウ	6戸以上10戸以内	169,000円																			
エ	11戸以上30戸以内	332,000円																			
オ	31戸以上50戸以内	592,000円																			
カ	51戸以上100戸以内	1,010,000円																			

<p>長期優良住宅建築等計画の認定（法第6条第2項の規定による申出がない場合に限る。）</p>	<p>る技術的審査（以下この表において「評価機関審査」という。）を受けていないもの</p>		<p>キ 101戸以上 200戸以内 1,870,000円 ク 201戸以上 300戸以内 2,670,000円 ケ 301戸以上 3,270,000円</p>
	<p>評価機関審査を受けたもの</p>	<p>1戸につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額 ア 1戸 14,000円 イ 2戸以上5戸以内 24,000円 ウ 6戸以上10戸以内 39,000円 エ 11戸以上30戸以内 64,000円 オ 31戸以上50戸以内 101,000円 カ 51戸以上 100戸以内 153,000円 キ 101戸以上 200戸以内 257,000円 ク 201戸以上 300戸以内 325,000円 ケ 301戸以上 369,000円</p>
<p>法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（</p>	<p>評価機関審査を受けていないもの</p>	<p>1戸につき</p>	<p>認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては当該昇降機1基につき同項</p>

<p>法第6条第2項の規定による申出がある場合に限る。)</p>			<p>の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額とし、同条第3項または第4項の規定による構造計算適合性判定を要する部分が含まれている場合にあってはこれらの構造計算適合性判定に係る構造計算1件につきそれぞれ同条第3項または第4項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額とする。) (以下この表において「確認申請手数料相当額」という。) と評価機関未審査手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額</p>																					
	<p>評価機関審査を受けたもの</p>	<p>1戸につき</p>	<p>認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請手数料相当額と評価機関審査済手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額</p>																					
<p>法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定(法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に</p>	<p>評価機関審査を受けていないもの(法第2条第4項に規定する長期使用構造等(以下この表において「長期使用構造等」という。)の変更があ</p>	<p>1戸につき</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査変更手数料基礎額」という。)を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">ア</td> <td style="width: 75%;">1戸</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">26,000円</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>2戸以上5戸以内</td> <td style="text-align: right;">59,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>6戸以上10戸以内</td> <td style="text-align: right;">95,000円</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>11戸以上30戸以内</td> <td style="text-align: right;">182,000円</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>31戸以上50戸以内</td> <td style="text-align: right;">325,000円</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>51戸以上100戸以内</td> <td style="text-align: right;">556,000円</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>101戸以上200戸以内</td> <td></td> </tr> </table>	ア	1戸	26,000円	イ	2戸以上5戸以内	59,000円	ウ	6戸以上10戸以内	95,000円	エ	11戸以上30戸以内	182,000円	オ	31戸以上50戸以内	325,000円	カ	51戸以上100戸以内	556,000円	キ	101戸以上200戸以内	
ア	1戸	26,000円																						
イ	2戸以上5戸以内	59,000円																						
ウ	6戸以上10戸以内	95,000円																						
エ	11戸以上30戸以内	182,000円																						
オ	31戸以上50戸以内	325,000円																						
カ	51戸以上100戸以内	556,000円																						
キ	101戸以上200戸以内																							

よる申出がない場合に限る。)	るものに限る。)		1,010,000円 ク 201戸以上 300戸以内 1,430,000円 ケ 301戸以上 1,740,000円
	評価機関審査を受けていないもの(長期使用構造等の変更がないものに限る。) および評価機関審査を受けたもの	1戸につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関審査済変更手数料基礎額」という。)を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額 ア 1戸 10,000円 イ 2戸以上5戸以内 18,000円 ウ 6戸以上10戸以内 30,000円 エ 11戸以上30戸以内 48,000円 オ 31戸以上50戸以内 79,000円 カ 51戸以上 100戸以内 125,000円 キ 101戸以上 200戸以内 208,000円 ク 201戸以上 300戸以内 261,000円 ケ 301戸以上 289,000円
法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定(法第8条第2項において準用する法第6	評価機関審査を受けていないもの(長期使用構造等の変更があるものに限る。)	1戸につき	変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額(当該変更の認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額とし、同条第3項または第4項の規定による構造計算適合性判定を要する部分が含まれている場合にあって

<p>条第2項の規定による申出がある場合に限る。)</p>			<p>はこれらの構造計算適合性判定に係る構造計算1件につきそれぞれ同条第3項または第4項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額とする。) (以下この表において「確認申請変更手数料相当額」という。) と評価機関未審査変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額</p>
	<p>評価機関審査を受けていないもの(長期使用構造等の変更がないものに限る。) および評価機関審査を受けたもの</p>	<p>1戸につき</p>	<p>変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額</p>

備考 この表の規定により手数料として算定される額に1,000円未満の端数があるときは,その端数は,1,000円とする。

附 則

この条例は,公布の日から施行する。

(提案理由)

高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物の建築等および維持保全の計画の認定に関する事務ならびに長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に関する事務について手数料を徴収することとし，ならびに租税特別措置法の一部改正に伴い規定を整備するため